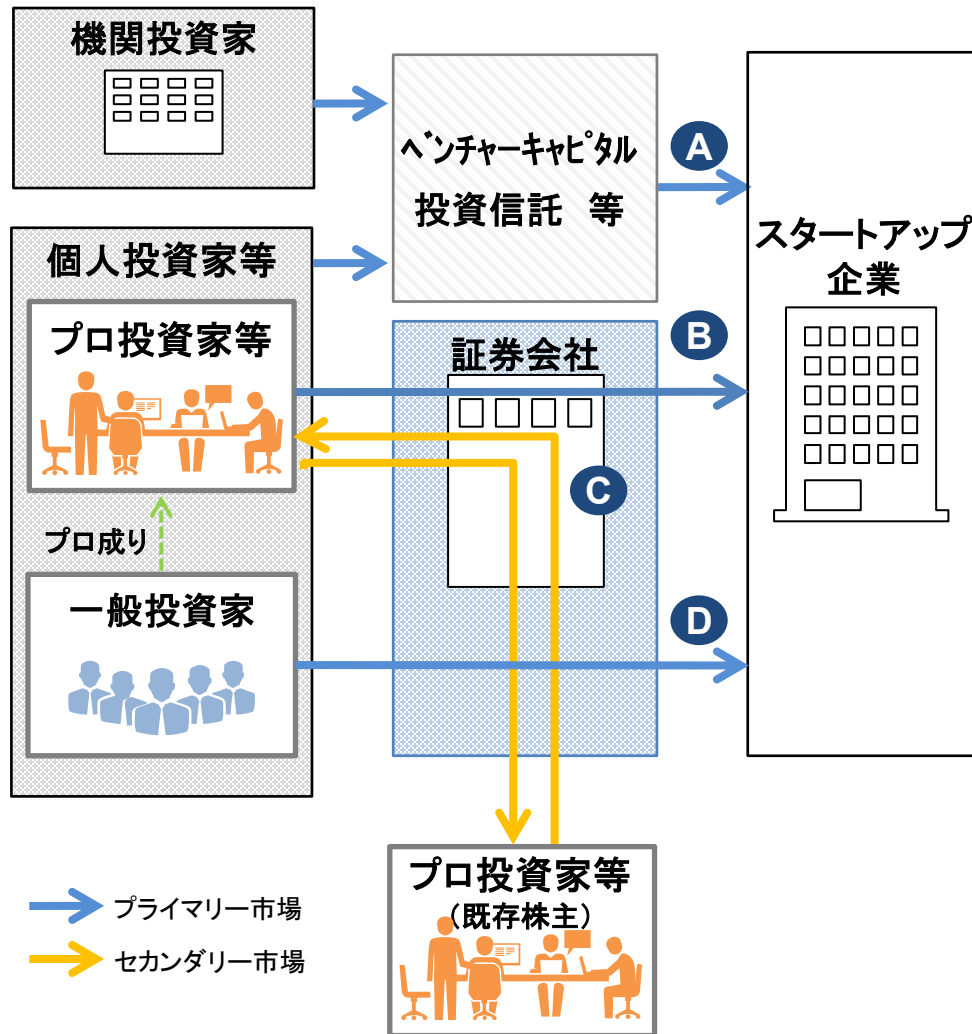


スタートアップ企業等への成長資金の供給促進に向けた取組み(全体像)



※赤枠は、2026年春以降に改正を予定する施策
※★は、法改正事項

A 投資運用の専門家を通じた資金供給の強化

■ ベンチャーキャピタル(VC)を通じた投資

- ① 「VCにおいて推奨・期待される事項」(VCRHs)を策定・周知
- ② 金融・資産運用特区において、VCへの出資要件を緩和
- ③ 銀行の投資子会社による投資先企業の要件を緩和
- ④ 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)を策定

■ 投資信託等を通じた投資

- ⑤ 非上場株式に投資する投資信託の枠組みを整備・柔軟化
- ⑥ 非上場株式に投資する上場投資法人の規制を緩和

B プロ投資家等の直接投資による資金供給の強化

- ⑦ 米国並みの資金調達環境の整備(日本版Rule506)による更なる活性化(インターネット等による勧誘緩和等)
- ⑧ J-Ships等の勧誘の相手方を潜在的特定投資家にも拡大★
潜在的特定投資家に対する投資勧誘制度を整備
- ⑨ 個人がプロ投資家になるための移行要件を緩和

C (プロ投資家等による)非上場株式の流通市場の整備

- ⑩ 非上場株式の流通プラットフォーム創出のための参入規制を緩和
- ⑪ 特定投資家向け有価証券の譲渡の相手方を拡大

D 一般投資家の直接投資による資金供給の強化

- ⑫ 株式投資型クラウドファンディングの規制を緩和
- ⑬ 株主コミュニティへの勧誘対象を拡大
- ⑭ 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ★
- ⑮ 少額の資金調達に係る届出様式簡素化と金額基準引上げ★

2026年春以降に改正を予定する施策の概要

A 投資運用の専門家を通じた資金供給の強化

■ VCを通じた投資の活性化

- ・「VCにおいて推奨・期待される事項」(VGRHs)の改訂を通じて、VCからスタートアップへの資金供給・支援強化等を推進 (26年秋頃予定)

■ 非上場株式に投資する投資信託等の枠組みを整備・柔軟化

- ・ 投資信託の非上場株式の組入れ比率（公募：原則15%まで）に係る**上限超過時の対応を柔軟化**（運用協規則改正/26年4月施行）
また、**非流動性資産に特化した公募投資信託の枠組み**を今後検討
- ・ **東証上場ベンチャーファンド**に係る**運用の自由度の向上等**を図る（上場後のポートフォリオ構築期間の延長等）
（東証規則改正/26年夏頃施行予定）
- ・ **国家戦略特区**において、**プロ向けの少額ベンチャーファンドの監査要件を投資家同意の下で不要**にする（府令改正/26年4月施行）

B プロ投資家等の直接投資による資金供給の強化

■ J-Ships等の勧誘の相手方を潜在的特定投資家にも拡大

- ・ **特定投資家私募(J-Ships^(注1)等)**の勧誘の相手方の範囲を拡大し、**潜在的特定投資家^(注2)**を追加（金商法改正案/27年4月施行予定）

(注1) 非上場企業の株式や投資信託等を特定投資家向けに発行・流通することを可能にする制度

(注2) 特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、特定投資家への移行手続を行っていない者

■ 潜在的特定投資家に対する投資勧誘制度を整備

- ・ **潜在的特定投資家に対する勧誘の仕組みを新たに整備**
（日証協規則改正/26年6月施行）

■ 個人がプロ投資家になるための移行要件を緩和

- ・ 平均取引頻度要件を現行の月4回以上から**年1回以上に緩和**
（府令改正/26年8月施行）
- ・ スタートアップ等への投資経験を有する**中小企業の役員等が特定投資家に該当し得る旨を明確化^(注3)**（Q&A改訂/26年8月改訂）

(注3) 25年春にも、上場会社やスタートアップの役員等、M&Aの業務経験者等が該当し得る旨をQ&A改訂で明確化

C (プロ投資家等による)非上場株式の流通市場の整備

■ 特定投資家向け有価証券の譲渡の相手方を拡大

- ・ **特定投資家向け有価証券^(注4)**を、特定投資家、潜在的特定投資家等に加え、**当該有価証券の発行会社の役職員、既存株主及び発行会社との間でM&A等を実施する相手方にも、有価証券届出書なく譲渡可能**に（府令改正/27年春頃施行予定）

(注4) 特定投資家私募が行われた有価証券、それと同一種類の有価証券等

D 一般投資家の直接投資による資金供給の強化

■ 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ

- ・ 有価証券届出書の**提出免除基準**を1億円から**5億円に引上げ**
（金商法改正案/27年4月施行予定）

■ 少額の資金調達に係る届出様式簡素化と金額基準引上げ

- ・ **簡易様式の有価証券届出書**を利用できる**少額の株券等の募集**について、**利用可能額の範囲**(1億円から5億円)を**5億円から10億円に引上げ**
（金商法改正案/27年4月施行予定）

■ 金商業者の仲介促進

- ・ 金商業者における**非上場株式の原則勧誘禁止を見直し**、日証協の自主規制規則に定める取引制度に基づく勧誘へ**規制体系を転換**
（日証協規則改正/26年6月施行）